

# 危険ドラッグに注意！！

危険ドラッグとは・・・

「お香」「アロマオイル」「バスソルト」

などと称していますが、実際には、薬物乱用をおおる目的で販売されています。

吸引禁止、お香ですなどと謳っているものの、実際には、吸引する目的で販売されているのが現状です。

「合法と言われているものは安全」「法規制されていない」と言われて

も、**違法**です。

一度使用すると、依存性が高く、やめられなくなる恐れがあり、

覚せい剤、大麻などと同じか、それ以上の恐ろしさをもっています。

次のものが、「お香」や「ハーブ」などと称して販売されている危険ドラッグの一例です。



〔液体〕

〔白色粉末〕

〔植物片〕

**絶対に使用しないでください。**

# 心身への影響は？

危険ドラッグに含まれる成分は、どれも脳に強く作用します。

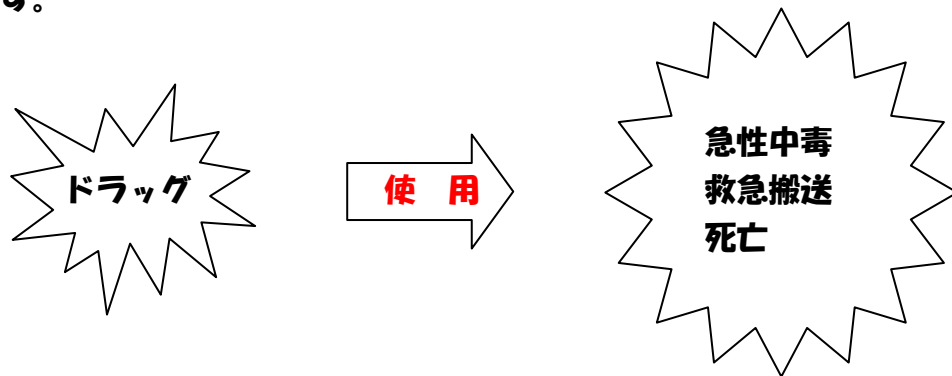
覚せい剤や大麻の薬物と同様、

実際に無いものが見える・聞こえる（幻聴・幻覚）  
ぐったりする（疲労感・倦怠感）

など、様々な影響が出始めます。

危険ドラッグには、どのような成分が含まれているかわからないため、適切な治療ができないこともあり、大変危険です。

危険ドラッグを使用したことにより、最悪の場合は死に至ることもあります。



危険ドラッグは、

店舗やインターネット

で販売されていますが、どこで購入しても、持っていたり、使用してい

ば、もちろん、 **犯罪** です。

# 薬事法の改正

**平成26年4月1日より、指定薬物の所持、使用、購入、譲り受けが新たに禁止されています。**

・指定薬物は、疾病の診断、治療又は予防の用途及び人の身体に対する危害の発生を伴うおそれがない用途として厚生労働省令で定めるもの（以下この条及び次条において「医療等の用途」という。）

以外の用途に供するために製造し、輸入し、販売し、授与し、所持し、購入し、若しくは譲り受け、又は医療等の用途以外の用途に使用してはならない

・違反した場合、3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金又はこれらが併科されます。

・なお、業として、指定薬物を所持した者（販売又は授与の目的で貯蔵し、又は陳列した者）は、5年以下の懲役、若しくは500万円以下の罰金又はこれらが併科されます。

